

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和元年5月14日
(2)事業者の氏名又は名称	中央自動車株式会社(法人番号7011501002873) 代表者 西郡 秀文
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区田端3-23-10 (本社営業所) 東京都北区田端3-23-10
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(35日車)
(5)主な違反事項	道路運送法(以下、運送法)第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成30年7月19日及び平成30年7月23日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和元年5月14日
(2)事業者の氏名又は名称	みなとタクシー株式会社(法人番号9011401006171) 代表者 古知 愛一郎
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区新木場2-4-3 (本社営業所) 東京都板橋区前野町2-31-2
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項、運送法第29条
(6)違反行為の概要	平成30年10月9日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事故の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第26条の2)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)事故惹起運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)事故の未届出(運送法第29条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和元年5月14日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社宝積寺タクシー（法人番号4060002013123）代表者 東原 正記
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2423-7 （宝積寺営業所） 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺2423-7
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（40日車）
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項、道路運送車両法（以下、車両法）第48条
(6)違反行為の概要	平成30年11月19日及び平成30年12月5日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)定期点検整備の未実施(車両法第48条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和元年5月14日
(2)事業者の氏名又は名称	三和交通株式会社(法人番号1011501009453) 代表者 太田 祥平
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都荒川区南千住3-12-6 (本社営業所) 東京都荒川区南千住3-12-6
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項、運送法第29条
(6)違反行為の概要	平成30年11月9日及び平成30年11月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事故の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第26条の2)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)事故惹起運転者・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)事故惹起運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)事故の未届出(運送法第29条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和元年5月21日
(2)事業者の氏名又は名称	東京第一交通株式会社(法人番号5011801003144) 代表者 柴田 宣夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区西亀有2-3-3 (本社営業所) 東京都葛飾区西亀有2-3-3
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成30年11月21日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和元年5月21日
(2)事業者の氏名又は名称	コンドル馬込交通株式会社(法人番号8010801014289) 代表者 岩田 将克
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区北馬込2-30-3 (本社営業所) 東京都大田区北馬込2-30-3
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	車両法第58条第1項
(6)違反行為の概要	平成30年12月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(車両法第58条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和元年5月21日
(2)事業者の氏名又は名称	和田 一廣
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市 (営業所) 神奈川県横須賀市
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項
(6)違反行為の概要	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(一般財団法人神奈川タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、平成25年度から平成29年度分の負担金を納付せず、平成30年12月11日付け関自旅二第2472号による負担金納付命令(納付期限平成31年1月10日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)